

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。</p> <p>また、所得については、農林水産物の生産が1年1作等の場合には、残高試算表を基礎として算出された所得とすることができるものとする（<u>⑧及び⑨</u>において同じ。）。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑪ 次のいずれかに該当する場合であつて、農林水産物の</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。</p> <p>また、所得については、農林水産物の生産が1年1作等の場合には、残高試算表を基礎として算出された所得とすることができるものとする（<u>⑦及び⑧</u>において同じ。）。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑪ 次のいずれかに該当する場合であつて、農林水産物の</p>

販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ア 倒産した取引先に対し50万円以上の売掛金債権等を有するもの。

イ 倒産した取引先に対する取引依存度が20%以上であるもの。

ウ 倒産した取引先に前払金等の債権を有するもの。

エ 倒産した取引先の債務を保証しているもの。

オ 倒産した取引先との契約栽培、資材供給等が取引先の倒産により取り消されたもの。

2 貸付対象者

次に掲げる農林漁業者

(1)～(4) (略)

(5) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの

(6) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿

販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ア 倒産した取引先に対し50万円以上の売掛金債権等を有するもの。

イ 倒産した取引先に対する取引依存度が20%以上であるもの。

ウ 倒産した取引先に前払い金等の債権を有するもの。

エ 倒産した取引先の債務を保証しているもの。

オ 倒産した取引先との契約栽培、資材供給等が取引先の倒産により取り消されたもの。

2 貸付対象者

次に掲げる農林漁業者

(1)～(4) (略)

(5) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの

(6) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。)

(7)・(8) (略)

3 貸付限度額

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者

なお、本特例の適用は、①については令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令和5年9月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

(7)・(8) (略)

3 貸付限度額

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者

なお、本特例の適用は、令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

ただし、(1)又は(2)の貸付金残高と通算しないものとする。

なお、本特例の適用は、令和5年9月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限15年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

附 則 （令和5年3月31日4経営第3160号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、(1)又は(2)の貸付金残高と通算しないものとする。

なお、本特例の適用は、令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還（据置）期限

償還期限15年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。